

京都市H I V感染症・性感染症対策実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヒト免疫不全ウイルス（以下「H I V」という。）感染症対策及び性感染症対策に関し必要な措置を定めることにより、本市におけるその蔓延防止とH I V感染者及び後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）患者並びに性感染症患者等の人権の尊重を図るとともに、H I V感染症対策と性感染症対策との連携により、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(普及啓発)

第2条 本市は、市民がH I V感染症・性感染症に関する正しい知識を持ち、感染リスクを回避するとともにH I V感染者及びエイズ患者に対する偏見や差別をなくすため、あらゆる広報活動を通じて啓発活動を展開するものとする。

(発生動向調査)

第3条 本市は、地域における発生動向を調査し、地域におけるH I V感染症対策に活用する。

2 調査の実施主体は、保健所長とする。

(相談窓口)

第4条 市民の不安の解消を図るため、相談窓口を健康安全課及び各区・支所に配置する医療衛生センター（医療衛生コーナー）に設置する。

(検査)

第5条 本市は、感染の早期発見と蔓延防止のためH I V検査・性感染症検査（以下「検査」という。）を実施する。

2 検査は、市民からの申請に基づき無料で実施する。ただし、保健師等の問診により必要と認められた場合に限る。

3 検査項目は、次のいずれかとする。

(1) H I Vのみ

(2) 全項目（H I V、梅毒、淋菌、性器クラミジア）

4 検査検体は、H I V・梅毒は血液検体、淋菌・性器クラミジアは尿検体とする。

5 実施場所は、健康安全課及び下京区役所並びに京都市長の委託する検査機関とする。

6 実施日時は、健康長寿のまち・京都推進担当局長が定める。

(有識者会議)

第6条 医療関係者・エイズ関係団体・市民等と連携し、H I V感染症対策を推進するため、京都市H I V感染症対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

2 有識者会議の運営については、別に定める。

(プライバシー及び人権の保護)

第7条 本市は、本対策の実施にあたっては、プライバシー及び人権の保護に十分に配慮するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本市におけるH I V感染症・性感染症対策の実施に関し必要な事項は、健康長寿のまち・京都推進担当局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 京都市H I V感染症対策実施要綱
- (2) 京都市性感染症対策事業実施要綱
- (3) 京都市H I V感染症対策推進会議設置要綱
- (4) 京都市性感染症対策事業実施要領

3 京都市H I V感染症対策専門委員会設置要綱は、平成25年3月31日をもって廃止する。

4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。